

このまま森林が荒れ続けると  
私たちの暮らしも危険に  
さらされるかも知れない。

## 特集2

いわての森林づくり県民税

# 新しい税が 森林を守る力になる。

これは、いわての森林がもたらす恩恵を次の世代に大切に引き継いでいくために、森林環境保全のための施策の財源となる税金です。なぜ今、新たな税の導入が必要なのでしょうか。新しい税を検討するに至ったその理由をご説明します。

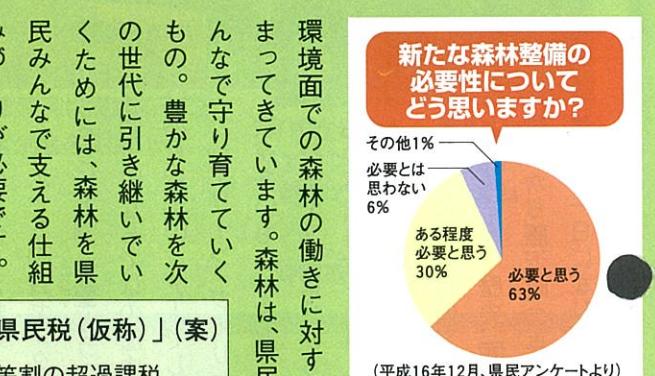
岩手は、国土の7割を森林が占める森林県です。しかし、今、この森林が大きな危機に直面しているのをご存知ですか。これまで森林の手入れを担ってきたのは、主に林業関係者でした。ところが、長引く不況、安価な輸入材の増加による国産材価格の下落、後継者不足など、林業をとりまく状況の変化によって、きちんと山を手入れすることができなくなつたのです。

森林には、渴水や洪水を緩和し、良質な水を供給する「水源かん養機能」や、土砂崩れなどを防ぐ「山地災害防止機能」など、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらす機能がありますが、間伐などの手入れをしない、荒れた森林になつてしまします。今もなお増え続ける、手入れされない森林。このまま放っておくと、災害の危険性が高まつたり、地球温暖化が進むなど、岩手の環境バランスが狂い始めるかもしれません。それは他人事ではなく、私たちの暮らしに影響を及ぼす大事なことなのです。

## 100年先を見すえた 森林づくりをしなければ。

「最近、この辺りの山では生育しない、暖かい地域で育つ植物を目にすることになりました。これも温暖化の影響なのかな」と岩手らしさのある施設を考へています。

針葉樹と広葉樹が混じり合い、公益的機能が発揮されるようとするための強度間伐の実施、地域住民やNPOなどの地域力を活かした取り組みへの支援、多様な担い手の育成、学校林整備を通じた子どもたちの森林・林業への理解促進など、現行制度ではできなかつた新たな施策や拡充施策、みんながその効果をきちんと評価できる施設、「岩手らしさ」のある施設を考へています。これらの施策や税の導入は、まだ検討段階です。みなさんと一緒に、いわての森林づくりに、ぜひご参加ください。



「いわての森林づくり県民税(仮称)」(案)	
課税方式	県民税均等割の超過課税
税率	個人 年1,000円 法人 2,000~80,000円 (現行の均等割額の10%相当額)

森林はみんなで守るもの。  
「いわての森林づくり」に、  
意見を聞かせてください。

では、いわての森林づくり県民税はどのよくなことに使われていくのでしょうか。

昨年12月、「いわての森林づくり検討委員会」は、いわての森林に関する県民アンケートを実施しました。「新たな森林整備の必要性についてどう思いますか?」といふ問いでは、「必要」と答えた人は約9割。

## いわての森林に 力を貸してください。

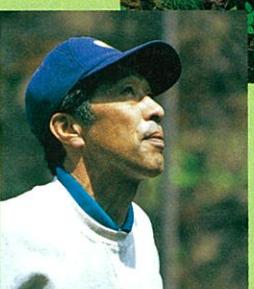
1本1本の木が生き生きと育ち、保水力も良くなり、木の二酸化炭素の吸収率も高まる。



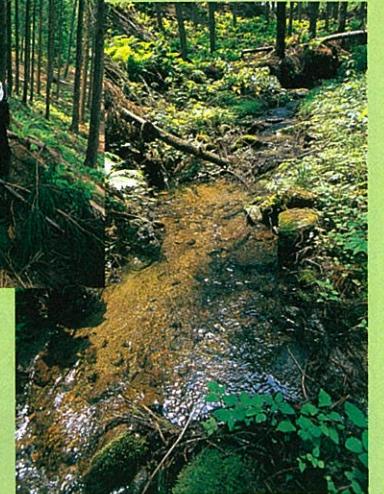
適度に間伐した森は、1本1本の木が生き生きと育ち、保水力も良くなり、木の二酸化炭素の吸収率も高まる。



手入れをしていない荒れた森は全く陽がさず、樹木や植物の生長が悪い。



「森を考える会」主宰  
齋藤眞琴さん



「もしません」と話すのは、宮古市で林業を営む齋藤眞琴さん。齋藤さんは森林インストラクターの資格を持ち、地元で「森を考える会」を主宰しながら、森林整備や森と親しむ活動を広げています。

「山は土壤が命なんです。特に人工林は手入れをしないと、山が機能しなくなる。

適度に間伐をしてやると、木の根がしっかりと地中を這い、土壤や環境を豊かにしてくれます。私の地域の飲料水もこの山々から引いているんですよ。」

平成7年の大雨の際、大きな被害を受けた地域がありました。大量伐採のために強引に道が切り開かれ、保水機能を失った山間部です。「雨をとどめる土壤がないから、水が大量に里へ流れました。手入れをしない山も、同じ結果をもたらします。ですから、適度に手入れをして、山を活かしていくことが大切。目先のことだけでなく、100年先を見すえて、山のことを考えいかなければ。」と齋藤さんは話します。

次世代に豊かな森林を引き継いでいくために、私たちは今、何をするべきなのでしょうか。

## いわての森林に 力を貸してください。

森林はみんなで守るもの。  
「いわての森林づくり」に、  
意見を聞かせてください。

新たな取り組みとして、「森林整備」「人材育成」「県民理解の醸成」「循環型社会形成」のための地域材利用」の4つの施策を考えています。具体的には、放置された森林を

## 「いわての森林づくり県民税(仮称)」(案) について、ご意見を募集しています。

●募集の期限 8月15日(月)まで

●意見の提出方法

郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法でお願いいたします。住所地の市町村名及びお名前の記載をお願いいたします。なお、ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承願います。

●提出先

〒020-8570 (住所不要) 岩手県林業振興課  
FAX.019(629)5779 電子メール AF0010@pref.iwate.jp  
(詳細はホームページをご覧ください。)

[お問い合わせ先] 農林水産部林業振興課 電話・019(629)5770  
ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0552/mori-dukuri/home.htm